

第5期出雲市障がい福祉計画

第1期出雲市障がい児福祉計画

平成30年度(2018)～平成32年度(2020)

平成30年(2018)3月

出 雲 市

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 社会情勢	1
2. 計画の位置づけ	5
3. 計画の対象期間	6
4. 計画の策定体制	6
第2章 計画の基本方針	7
1. 障がい福祉サービスの質の向上	7
2. 障がい者の生活を地域全体で支える地域共生社会実現 に向けたシステムの構築	8
3. 施設入所や入院から地域生活への移行	11
4. 福祉就労から一般就労へ	12
5. 障がい児支援の提供体制の整備等	13
第3章 計画達成状況及び計画目標	17
1. サービスの達成状況と目標【総論】	18
2. 障がい福祉サービスの達成状況と目標	20
3. 障がい児通所支援の達成状況と目標	36
4. 地域生活支援事業の達成状況と目標	41
第4章 障がい者等の自立に向けた事業の推進	52
1. 事業の現状と今後	52
第5章 計画の推進に向けて	55
1. 計画の推進体制	55
2. 計画の進行管理	55
3. 出雲市障がい者施策推進協議会の組織体制と活動	55
資料編	61
1. 出雲市障がい者施策推進協議会委員名簿 出雲市障がい者差別解消支援地域協議会委員名簿	63
2. 出雲市障がい者施策推進協議会設置条例	64
3. 出雲市障がい者施策推進協議会の組織図	66
4. 障がい者の状況等	67
5. 事業所アンケート集計結果	69

6. 障がい福祉サービスの種類と内容	73
7. 地域生活支援事業の種類と内容	76
8. 計画見込数値（島根県報告数値）	78
9. 障がい福祉サービス給付費の推移	80
10. 出雲市相談支援事業所一覧	81

出雲市における「障害」表記について

出雲市では、平成20年(2008)9月1日から、市が作成する文書等について、「障害」という言葉が「人」や「人の状況・状態」を表す場合は、「害」をひらがな表記し、「障がい」と表記することとしています。本計画においても、この取扱いによりひらがな表記することを原則としています。

なお、法令条例等や、団体、施設の名称等の固有名詞は、従来どおり「障害」と表記しています。